

京都市告示第 182 号

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づき、平成 23 年 8 月 19 日付けで認可した栗栖町町内会について、主たる事務所の所在地及び代表者変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示します。

平成 25 年 6 月 19 日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 主たる事務所の所在地

変更前	変更後
京都市北区紫竹栗栖町 3 2 番地の 4	京都市北区紫竹栗栖町 1 0 番地

2 代表者の氏名

変更前	変更後
川崎 博之	梅原 義生

3 代表者の住所

変更前	変更後
京都市北区紫竹栗栖町 3 2 番地の 4	京都市北区紫竹栗栖町 1 0 番地

(文化市民局地域自治推進室)